

研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて

(平成18年8月8日 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会決定)

うち、「第2部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン」(概要)

対象とする不正行為

● 論文等の捏造、改ざん、盗用

不正行為の告発から認定まで

告発等の受付

予備調査

本調査

認定

不正行為の認定を踏まえ、研究機関、資金配分機関は措置を実施

「措置を検討する委員会」を設置し、措置を決定

研究機関の処置

- 内部規程に基づき適切な処置
- 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告

資金配分機関の措置

- 競争的資金の打ち切り
- 競争的資金申請の不採択
- 不正行為に係る競争的資金の返還
- 競争的資金の申請制限